

「西平井・鰯ヶ崎地区及び鰯ヶ崎・思井地区」における
字の区域及び名称の変更の修正案について

同封した資料の概要は、下記のとおりです。

NO. 1 西平井・鰯ヶ崎地区、鰯ヶ崎・思井地区字名変更案

平成26年2月に開催された第3回流山市行政区域制度審議会において答申を受けた案です。案に対する答申書の中で、思井自治会や地権者からの強い要望もあり、「今後、鰯ヶ崎・思井地区の区画整理事業において、区画道路等の形状の変更が行われる場合は、再度当該区域に係る字の区域及び名称の変更の見直しを検討し、貴職から諮問をいただくことを望む」との答申がありました。

NO. 2 流山都市計画事業鰯ヶ崎・思井地区一体型特定土地区画整理事業土地利用計画図（変更案）

鰯ヶ崎・思井地区一体型特定土地区画整理事業では、地権者の要望を受け、区画道路や緑地形状の見直しを行い、今年26日に、この土地利用計画図（変更案）を基に事業計画変更の認可公告をしました。

NO. 3 西平井・鰯ヶ崎地区、鰯ヶ崎・思井地区字名変更 修正案

鰯ヶ崎・思井地区の区画整理事業によって、鰯ヶ崎と思井の字界に道路の新設や緑地形状の見直しが行われる予定であることから、第3回流山市行政区域制度審議会の答申内容に沿い、新たに「西平井・鰯ヶ崎地区、鰯ヶ崎・思井地区字名変更 修正案」を作成いたしました。

この修正案は、当初鰯ヶ崎一丁目及び鰯ヶ崎二丁目となっていた地区の一部について、新設道路や緑地を基準として字境界を定め、思井一丁目とするものです。従前の字の名称変更については、当該地域住民の慣れ親しんできた名称を尊重して設定してきたため、従前の字の名称「思井」を使用し、丁目を付するものです。なお、一丁目にすることにより、地番が1番から使用できるようになります。

また、宮園1丁目については、当該部分の境界上に宅地が存在することから、宅地の字の一元化を図るために宮園1丁目とするものです。

NO. 4 鱒ヶ崎・思井一体型特定土地区画整理事業の事業計画変更スケジュール並びに西平井・鱒ヶ崎地区及び鱒ヶ崎・思井地区における字の区域及び名称の変更スケジュール（案）

当該地区における区画整理事業の事業計画変更スケジュール並びに字の区域及び名称の変更スケジュール（案）です。

今回、6月30日（火）に開催する第4回流山市行政区域制度審議会において諮問を行い、諮問に対する答申を行うために第5回流山市行政区域制度審議会を7月中に開催したいと考えております。